

仮名文書の形容動詞 (三)

——「明白なり」——

辛 島 美 絵

一、はじめに

本稿は、国語資料としての仮名文書研究の一環^(注1)であり、前稿「仮名文書の形容動詞(一)——形容動詞語彙表——」^(注2)「仮名文書の形容動詞(二)——延べ語数・頻度数等から——」^(注3)に続き、その高頻度形容動詞について考察するものである。調査対象としたのは鎌倉時代の仮名文書^(注4)で、テキストには『鎌倉遺文 古文書編』(二、四二卷)を使用した。具体的な調査方法やテキスト使用上の問題については前稿を参照されたい。

前稿では、形容動詞から仮名文書の言語を考察していく観点として、

- ① 使用頻度の高い形容動詞から仮名文書の特色を探る。
- ② 仮名文書の種類(下達文書、上申文書、証書類、書状、神仏に奉る文書)ごとに使用されている形容動詞を比較、検討する。

- ③ 他の文献の形容動詞語彙と比較、検討する。

- ④ 仮名文書に独特な形容動詞語彙について語史的考察を行う。

- ⑤ 漢字書きの古文書の形容動詞と比較、検討する。

- ⑥ 仮名文書内で他の形容形式である形容詞、また副詞などと比較、検討する。

等を示し、②③⑥を念頭に置いて、延べ語数・異なり語数・使用度数等からおおまかな各種文書の形容動詞の使用傾向を見た。

今回は、それに続き①の観点で、高頻度で使用されるにもかかわらず仮名文書以外の資料ではあまり用いられない形容動詞を取り上げつつ④⑤へと考察を進めていくが、本稿では、まず特色的な高頻度形容動詞「明白(めいはいはく)なり」の使用例について整理・報告し、漢字書きの古文書の用法とも比較して、この語の持つ特色が、漢字書き・仮名書きを問わず、古文書全体にわたるものであることを述べる。

二、鎌倉時代の仮名文書における「明白なり」の使用状況

前稿で述べたように『鎌倉遺文 古文書編』(一〜四二卷)所収の仮名文書について形容動詞の全数調査を行うと、使用度数が高いにも関わらず、中古・中世の他の資料にはほとんど用いられていないいくつかの語を見出すことができる。

「明白(めいはく)なり」(述べ語数六五)はその一つであるが、この語の興味深いところは、疑いや誤りのないことを他に公言する場面で用いられていることと、用法が定型的でほとんどが言い切りの終止形をもって「:(事)ところ/由/旨/は)、明白也」の型で使用されることである。

仮名文書の中ではとくに証文に多く、なかでも売券(二六例)と讓状(二四例)で多用されている。〈別表1〉には、文書類毎に「なにを明白だといっているか」をまとめており、〈別表2〉には、活用形、文型をまとめているので参照されたい。

具体例を掲げると、まず、証文の売券の例としては、

① うれわたすゑりの事。:(中略) :。右、件えりハ、こしま殿ノ御てよりゆつり給て候。:(中略) :。永代かきりて、うれわたすところめいはくなり。

〈元徳一(一二三二九)年二月九日 性忍飢売券 近江奥津嶋神社文書 三九卷三〇八〇〇号二九〇頁 影写〉

② うれわたすなかちのはたけのくゑんもの事。:(中略) :。右、件畠者、藤原氏継持女かせん所さうてんのしりやうなり。しかるを、あたひようくあるにて、錢捌貫文ニ、吉河さいしやうのあしやりの御房ニ、えいたいをかきりて、うれわたしたてまつるところ、めいはくなり。所たうくうしなし。

〈正応六(一二九三)年一月二五日 藤原氏継持女畠地売券 撰津勝尾寺文書 二三卷一八一〇〇号三二四頁 写真により「そうてん」を「さうてん」に改める〉

③ うれわたすなかちの事。:(中略) :。右、くたんの田ハ、ふちわらの頼衡よりひらかせんしよさうてんのしりやうなり。しかるを、:(中略) :。えいたいをかきりて、うれわたしたてまつるところめいはく也。たしくたんの田ハ、こくか也。

〈正応三(一二九〇)年一月二二日 藤原頼衡田地売券 撰津勝尾寺文書 二三卷一七四八五号四九頁 写真〉

④ 右、件畠地者、源次郎せ所さうてんのしりやうなり。しかるに、あたひえうゑうあるにて、厩三郎へ、限永代、うれわたしたてまつるところ、さいちめいはくなり。さ

困に間違いないことを明言するために使用されていることが分かるだろう（〈別表2〉の★欄参照）。

証文の譲状の例としては、

⑩播磨国矢野庄内城三郎跡是藤名事。息女千世鶴女二たん

ふをのこさすゆつりわたすところ、さいちめいはくなり。

〈延慶二（一三〇九）年二月一日 しけすゑ所領譲状案

白河本東寺文書一八一 三一巻二三五八三号六一頁 写

真〉

⑪譲渡 私領並所従等事。∴（中略）∴。然者、弘安年中

之庁官・諸官評定文以下之文書等にまかせて、ことく

くに一子鶴夜刃丸に、所譲渡明白也。雖為後日、不可有

他妨。

〈応長一（一二三二）年六月四日 頼舜私領所従譲状案

東寺百合文書へ 三三巻二四三二四号七頁 影写〉

⑫わけあたふ三なんうちのもりか所。∴（中略）∴。

右、さうてんのたうりにまかせて、わつらひなくなりやう

すへき也。∴（中略）∴。かつはしよもんのもてニめ

いはくなり。

〈嘉禄二（一二二六）年八月四日 宇治惟次譲状写 肥後

阿蘇文書 五巻三五〇八号四一四頁 写真〉

⑬ゆつりわたすけんふつかしそく三らうおくらたねたゝか

所。∴（中略）∴。たのさまたけなく、りやうちせしむ

へし。たゝし、はくちのしゝ、すいてんのつほつけにを

いてハ、ほんけんのおもてにめいはくなり。

〈文永一（一二六四）年一〇月一〇日 見佛譲状案 薩摩

延時文書 一二巻九一六七号三七三頁 写真〉

⑭ゆつりあたふ みなもとのとむるかところ。∴（中略）

∴。已上柴町参段貳丈中 たゝしくたんのたのりつほニおきては
御しやうのはしやうニめいはくなり。

〈寛元四（一二四六）年八月一三日 さいねん譲状案 肥

前伊万里文書 九巻六七二七号三一七頁 影写〉

などで、これらも「譲り渡すところ（ざいち）明白なり」（〈別

表2〉★欄）「譲渡の範囲・境界において」は（状／証文に）

明白なり」（〈別表2〉☆欄）という定型な文型で使用され、

売券と同様に譲渡の事実や範囲、証拠の文書に疑いのないこ

とを公的に述べるものである。

その他、下達文書や上申文書、書状に見える例も上と同様

か、あるいは

⑮麻殖山内三木村番頭百姓等訴申条々下知事。

∴（中略）∴。

一、當はんまいちやきんしのこうてう、むまの時まで、

めしつかハるゝよし、せんとの申状ニめいはくなり。

しう日めしつかう事。またくそのきなし。

△元亨一(一二三二)年一月一日 阿波三木村代官下
知状 阿波三木家文書 三六卷二七九〇三号一四七頁
写真

のように「諸税の範囲や免除、上納の事実」について明白だ
といったもの、

⑯ 多んまんいんの御もんせきりやう、あふみのくに大うら
のしやうの百しやうら、つゝしんでちんし申。…(中略)
…、そのしよくをちやうはいすへきむね、けんほう六ね
ん七月日りんしめいはくなり。したかいて、…。

△正安一(一二三〇〇)年五月 近江大浦荘百姓陳状 近江
菅浦文書 二七卷二〇四五二号一五六頁 写真により
「もんせきりやう」を「もんせきりやう」に改める

⑰ 返々入道か沙汰の二問状よくく御覧候へし。敵方より
又子細候ハ、定被棄置候者歟。刃傷損物承伏ハ、訴陳
状に明白也。所詮法花衆たるに於て、令損物云々。

△徳治二(一二三〇七)年七月二日 日興(白蓮)書状 駿
河大石寺文書 三〇卷二三〇〇八号一五七頁 『日興上
人全集』五一八頁の写真(注5)により一部文字を改める

⑱ 念仏と法華経と一ならば、仏の念仏説せ給し観経等こそ、
如来出世の本懐にては侍らめ、彼をば本懐ともをほしめ
さずして、法華経を出世の本懐と説せ給は、念仏と一体

ならざる事明白也。其上多の真言宗・天台宗の人人に値
奉て候し時、此事を申ければ、されば僻案にて侍りけり
と申人は多し。敢て証文に経文を書いて進ぜず候はん限り
は御用ひ有べからず。是こそ謗法となる根本にて侍れ。
△〔文永一(一二六四)年〕 日蓮書状 一二卷九〇七七
号三三四頁 『昭和定本日蓮聖人遺文』(注6)三五号 真蹟な
し

のように「文書の存在、発給の事実、種々の主張・裁断の内
容」について明白だとするものである。△は(種々の)文書
に明白なり(△別表2)☆欄)という文言を持つものが多い
が、そうでない場合でも——たとえば⑱に「証文に経文を書
て進ぜず候はん限りは御用ひ有べからず」とあるように——
証拠の明示を必要とされるような場面で用いられている。

ちなみに、平安時代の仮名文書では、「明白なり」の例は、
次の二例のみである。

⑲ 渡 紀伊国伊都郡志賀郷内 くるミ谷之名分内田事。字
火口古河合半、四至 東限ミへ。南限薄。
西限明白也。北限大河。
一せ町田六十歩、四至明白也。合二百四十歩ハ寺免田也。
…(中略)…

右件所者、僧淨昭之相伝所也。…(中略)… 為後日沙
汰、本券依有類地、放新券文之状如件。

〈治承三（一一七九）年四月一五日 僧淨昭田地去渡状
 中文書 『平安遺文』^{（注7）}八卷三八七六号二九六八頁 影写〉
 平安時代は仮名文書の絶対量が少なく、この文書にしても大部分が漢字で表記され、仮名は混入程度でしかないが、右のように、証文で土地の範囲を他に明言する場面で用いられており、『鎌倉遺文』の仮名文書に見られたのと同様の用い方がされているのが分かる。

三、鎌倉時代以前の漢字書き文書にみえる「明白なり」

以上は、仮名文書における使用状況であるが、漢字書きの文書ではどうかであろうか。漢語語幹の形容動詞である「明白なり」が、漢字書きの文書とより親密であろうことは容易に想像できるが、実際に調査してみると、はたして平安・鎌倉時代の漢字書き文書には仮名文書に見たよりもはるかに多くの「明白」の用例が見出される。そして重要なのは、ここでも仮名文書と同様に使用場面が限定され、終止形言い切りの定型的用法が多数を占めていることである。

漢字書き文書における「明白」の対象と活用形、文型について、仮名文書と同様の整理を行い〈別表3〉〈別表4〉として掲げているので参照されたい。平安時代の漢字書き文書に

ついでには『CD-ROM版 平安遺文』^{（注7）}を利用し、鎌倉時代の漢字書き文書については、『鎌倉遺文 古文書編』四二巻中の九巻分の抽出調査を行った結果である。

〈別表3〉に示したように、「明白」とされているのは、仮名文書でも多かった「文書の存在、発給の事実、種々の主張・裁断の内容」や「譲渡・売買・相博・領有・寄進の事実や範囲」ほか、「諸税の範囲や免除、上納の事実」「犯罪の内容、計画、犯人など」「文書、建物の焼失や倒壊の事実」「年貢免除の原因たる早損」などであるが、漢字書きの文書においても、証文の例をはじめとして、すべてが公的・客観的証明を要する場面で使用されていることは重要である。

たとえば、表の証文欄中に別枠で挙げているのは、証判——文書の申し立ての内容が事実であることを証明・認定するために認定者が文書の袖や奥にかいた文言——中で用いられた用例数であるが、「明白なり」は、証判のようなまさしく証明するためだけに存在する形式において、特に多く使用されている。^{（注9）} 証判はすべて簡潔な短文であるので、全文を挙げると、たとえば、

①如申状、御庄之例有限之上、別当 御房御判明白也。仍所司等加証判之。

勾當法師（花押）（以下、署名略）

〈天治二(一一二五)年七月一日 金剛峰寺官省符在住人解の証判 高野山文書又統宝簡集八十八 『平安遺文』五卷二〇四三号一七七一頁 影写〉

②件島売買事明白也。仍在地刀禰并御庄司□署名。

藤原「未行」

藤原(草名)

權都那(草名)

御庄司寺主大法師

〈天喜二(一一〇五四)年四月九日 秦某家地直絹請文の証判 百卷本東大寺文書九十五号 『平安遺文』三卷七一三 号八四四頁 写真〉

のごとくである。このような短文の証判中に見える「明白」の用例数は『平安遺文』の「明白」全用例中の約四割にも上り、その多くは「文書(下文・券文・国判ほか)明白也」や「売買事明白也」といった定型的な文句で使用される(別表4)★欄参照)。

また、証判以外の証文の例も、

③謹解 申賣進所領島事。…(中略)…。右、件島元者、

藤原因次年来相伝之領地也。而依有要用、父牛卷頭代貳石、又見米伍斗、定貳石伍斗宛、限永年大村安利売進所明白也。仍為後日沙汰、放新券文、如件。

〈承安二(一一七一)年七月六日 藤原因次島地売券 東大寺文書四ノ七三 『平安遺文』七卷三五七八号二七九五 頁 写真〉

④沽却 水田新券文事。…(中略)…。右、件水田元者、

僧覚賢院売買相伝之私領也。年来領掌之間□□他妨處也。而今依有要用、限直米捌斛、高天寺住侶禪長院売渡事明白也。仍為後代証驗、…。

〈宝治二(一一二四八)年二月一日 僧覚賢田地売券 百卷本東大寺文書七十四号 一〇卷七〇〇九号三〇頁 写真〉

⑤宛行 五子得分田券分事。…(中略)…。右、件田元者、僧覚義私領田也。女佐伯氏五子所宛行讓渡明白也。若有売念者、…。

〈寿永二(一一八二)年六月一日 僧覚義田地宛行状 撰津勝尾寺文書 『平安遺文』一一卷補四〇七号三四五 頁 写真〉

⑥座主僧覚源謹辞。沽渡進伝領田地事。…(中略)…。右、

件田地者、自講泉故常円房之手、所伝領得也。雖然、依要用天、相副沽券、限永年、宮主応蓮房所沽渡進実也。但於本役等、除畢。彼沽券之状仁明白也。仍為後日沙汰、沽券如件。

〈文治三（一一八七）年二月二五日 僧覚源田地売券案

台明寺文書 一卷二〇八号一二八頁 写真〉

のように仮名文書と同様、「讓渡・売買・相博・領有・寄進の事実や範囲」の主張の明白性をいうものが多いが、これらも「売進所明白也」「売渡事明白也」「所宛行讓渡明白也」「彼沽券之状 仁明白也」のように仮名文書と同様の定型句として使われている（〈別表4〉参照）。

一方、仮名文書と違って目立つのは上申文書と下達文書での使用例であるが、上申文書では、たとえば、

⑦大法師祐深解 申請在地判事。…（中略）…。右件田畠者、雖為遍照寺領、相伝之私領也。而去九月廿七日夜、本寺住房為強盜焼亡之間、彼公驗等不残一紙、焼失已了。寺中無其隱。且在地明白也。賜各々証判、…。

〈文治四（一一八八）年二月 大法師祐深解 森川文書 一卷三五八号二〇三頁 影写〉

のように「讓渡・売買・相博・領有・寄進の事実や範囲」を上位者に対して明言する場面で用いられるほか、

⑧爰及此事聞、無謂之由相触之処、未永之承伏、返状明白也。

〈弘安八（一二八五）年五月 紀元忠重申状案 筑後鷹尾家文書 二〇卷一五五九七号三二二頁 写真〉

⑨一、鎌倉故右将家御下文給之間事。…（中略）…、於社領者可令停止狼藉之旨、御下文状明白也。今又…

〈承久四（一二三二）年三月 大江泰兼愁状 大和大東家旧藏文書 五卷二九三七号九三頁 写真〉

のように、上位者に対して、文書を証拠としてあげて主張する場面で用いられる。そして、下達文書では、これと表裏をなして、

⑩筑後国上妻庄内蒲原次郎丸地頭主殿助泰房与名主吉田三郎能茂法師法名足阿相論條條。

一、蒲原次郎丸名主職事。…（中略）…。如同所進季時法師建保三年四月三日下午者「次郎丸名主職事、大将家御下文并親父家秀讓状明白也。停止家村之沙汰、任先例家職可致沙汰」云云。

〈宝治二（一二四八）年九月一三日 関東下知状案 筑後室園文書 一〇卷六九九八号二五頁 写真〉

のごとく、下位者に対して、証拠の明白性を示しながら命令・裁断を下す文脈で使用されている。いずれも、証文とおなじく〈事柄を公的に明言したり、証明したりする場面で使用される〉という共通した特色を持っていることが分かる。

ちなみに、漢字書きの文書に上申文書や下達文書での用例が多いのは、〈別表5〉に掲げたように仮名文書自体における

全体的な下達文書・上申文書の少なさに起因するものであり、「明白なり」の問題ではない。^(注10)

以上のことから、「明白なり」は、平安・鎌倉時代の漢字書き文書においても假名文書と同様、^(注11) へ疑いや誤りのないことを他に公言するための用語であり、^(注12) 証文を中心に定型的に用いられることが多いことが確認できたと思う。なお、同じ古文書でも、書状と、寄進・施入状以外の神仏に奉る文書にはほとんど用例が見られないが、これは、個人間の私信や神に願いを申し上げる願文などには、客観的な証拠を述べる必要のある場面がほとんど登場しないことによるものである。^(注13)

最後に、遡って奈良時代における使用状況を報告すると、見落しがあるかもしれないが『大日本古文書 正倉院編年文書』(一〜二五卷)、^(注13) 『奈良遺文』(上・中・下卷)^(注14) をはじめ『類聚三代格』『類聚符宣抄』などに掲載された当時の文書の調査では「明白」の用例は見出せなかった。『平安遺文』中で一番古い例は、

⑪太政官符民部省。応為貞観寺田地老町肆段貳佰步事。…(中略) …。二反六十、元故左大臣地、三百廿步、元故從四位下川辺女王田、而御与故左大臣既從券文明明白也。承和十一年授田之日、須依実注田、而誤収公。…(中略)

…。二反百七十二步、同故左大臣地。四段□六十八步、同女王田、御与故左大臣、既注券文明明白也。承和十一年授田之日、須依注田、而誤収公。^(注15)

〈貞観四(八六二)年一〇月一五日 太政官符案 仁和寺文書 『平安遺文』一三四号 一卷二一四頁〉
であるが、後世に出てくる形と同様に定型的な用法である。また、『類聚三代格』によると、太政官符や、そこに引用されている解に、

⑫太政官符。應国司申政詐不_レ以_レ実奪_ニ其公廩事_一。

一、詐増_ニ賑給飢民数事_一。右、戸令云「…」。詐偽律云「詐_ニ欺官私_一以取_ニ財物_一者准_ニ盜論_一」。注云「監主詐取_ニ依_ニ盜法_一。有_レ官者除_ニ名倍贓如_レ法_一。未_レ得者減_ニ二等_一」者、然則言上之日、須_レ録_ニ其実_一。不_レ実之罪、律文明白。而今諸国所_レ申賑給、…。

〈弘仁一〇(八一九)年五月二日 太政官符 『国史大系・類聚三代格卷七』二九四頁〉

⑬太政官符。應諸郡司病損_ニ之後不_レ預_ニ他色_一依_レ奮復任及還本_上事。

右得_ニ式部省解_一、…(中略) …。然則詐病還_ニ本_一。格意明白。実病得_レ痊處置未_レ的_上。又貧濁有_レ状無_レ故不_レ上_上。省例還本事即無_レ疑。…(中略) …。謹請_ニ官裁_一者。左大

臣宣。奉_レ勅依_レ請。

〈天長二（八二五）年閏七月二六日 太政官符 『国史大

系・類從三代格卷七』三〇六頁〉

などの例が見られ、原本は残っていないが、平安時代初期までは遡れそう。⑫は、田の損害を大きめに申告をすることを禁止するために、過去の律令をあげて、「不実の罪であることは律文に明白である」のように犯罪の根拠を明言したものであり、⑬の「詐病還本。格意明白。」とは、病と称して郡司の職を解かれたにもかかわらず、他の官職につこうとする仮病の輩が多いことに関してへ詐病の場合は、他の職ではなく本来の職に戻るとは、格（前に引用されている）に明白である」と述べたものである。「不実之罪」「詐病還本」を主張する根拠、証拠が律や格に「明白」としており、これらも上に見てきた証明のための「明白」と同様である。別稿で述べることが、『令集解』所収の「古記」（天平十「七三八」年前後に成立したといわれる大宝律令の注釈書）にも「明白也」の用例が見えるので、おそらく、これ以前にも「明白なり」が古文書に用いられることはあつたと推測されるが、今は確かに跡をたどることが困難である。

ともあれ、この語が用いられる古文書が多く残るのは平安時代以降であり、以来、鎌倉時代にいたっても、「明白也」は

〈証明・明言するための用語〉ともいうべく文書に使用されたとということができるだろう。

四、まとめ

以上、「明白なり」の用例を整理しつつ、平安・鎌倉時代の古文書において、これが社会的に証明・明言する時に用いられる用語であつたことを述べた。

冒頭にも少し触れたが、鎌倉時代以前では、「明白なり」を古文書以外の文献に探すのはなかなか難しく、他の文献に見えるわずかな用例も用法が非常に限定されている。察するところ、「明白なり」は、この時代までは古文書用語、証明・公言のための用語として位置づけられていたようである。証明に使用する形容動詞は古文書には「分明なり」「あきらかなり」など、他にもいろいろある。しかし、これらの語は、証明以外のいろいろな文脈でも、また、連用修飾としても多く用いられるのに対し、「明白なり」に限っては終止形にほぼ固定し、中国で用いられるような「あかるい」意味で用いられることもない。

証言や証明の場面でしか使用されないということは、それによって社会的な処置や行為を実行したり、社会的な決断を

下したりする場合にのみ使用されるということである。おそらく、当時の「明白なり」は、日常で普通に使用されたであろう「あきらかなり」のような語とは違って、厳めしく重々しい語感をもつ、かなり特殊な用語だったのではないかと推察される。

次稿では、このことを明らかにすべく、本稿でみた古文書における使用状況に他の文献の用法を合わせて、奈良時代から室町時代以降にわたる「明白」の語の推移について述べる予定である。

- (注1) 「古文書による国語史研究序説―豊太閤真蹟集―について」(『文献探究』二二 一九八三年七月)、「古文書語彙の性格―副詞を中心として―」(『語文研究』五七 一九八四年六月)、「国語資料としての仮名文書―鎌倉時代の才段長音の開合と四つ仮名の混乱表記を通して―」(『国語学』二四六 一九八六年九月)、「国語資料としての仮名文書―鎌倉時代の二段活用的一段化例、ナ変の四段化例等をめぐって―」(『奥村三雄教授退官記念国語学論叢』桜楓社 一九八九年六月)、「国語資料としての仮名文書―助動詞をめぐって―」(『古代中世史論集』吉川弘文館 一九九〇年八月)、「古文書における『る・らる(被)』の特色」(『語文研究』七一 一九九一年六月)、「尊敬用法の『る・らる』の発生と展開―古文書他の用例から―」(『国語学』一七二 一九九三年三月)、「仮名文書の助動詞―「す・さす」「しむ」―」(『九州産業大学教養部紀要』三〇ノ二 一九九三年十二月)、「仮名文書の形容動詞(一)―高頻度形容詞「なし」「おなじ」「かしこし」

―」(『仮名文書の形容動詞(二)―高頻度形容詞「くがたし」、特に「申しつくしがたし」「つくしがたし」など―)「仮名文書の形容動詞(三)―高頻度形容詞「ながし」―」(『仮名文書の形容動詞(四)―高頻度形容詞「くわし」―)「九州産業大学国際文化学部紀要」一〇・一一・一二・一三 一九九七年一月・一九九八年三月・七月・一九九九年一月)、「仮名文書の形容動詞―特色ある形容詞語彙について―」(『日本学論集―日本学国際研究会論文集』中国人民大学出版社 二〇〇一年三月)、「仮名文書の形容動詞―特色ある形容詞語彙について(その二)―」(『語文研究』八九 二〇〇〇年六月)、「仮名文書の形容動詞―シン語尾形容詞―」(『国語国文』七九〇 二〇〇〇年六月)等の拙稿参照。

(注2) 「仮名文書の形容動詞(一)―形容動詞語彙表―」(『仮名文書の形容動詞(二)―延べ語数・頻度数等から―)「九州産業大学国際文化学部紀要」一六・一七 二〇〇〇年八月・十一月)

(注3) ここでいう「仮名文書」とは平仮名や片仮名ばかりで書かれた文書のほか、漢字にそれらが交じっている文書も含めている。それ以外の漢字のみで記された文書は「漢字書き文書」とした。

(注4) 竹内理三編 東京堂出版 一九七―一九九一年刊。なお、本文用例中の巻・号・頁は特にことわりがない限り、『鎌倉遺文』のそれであり、「写真」「影写」等とあるのは、原本の写真や影写本でテキストの表記を確認したという意味である。

(注5) 日興上人全集編纂委員会 興風談所刊 一九九六年三月

(注6) 立正大学日蓮教学研究部編、総本山身延久遠寺発行、一九五二―一九五九年刊。

(注7) 刊本は、竹内理三編、東京堂出版。CD-ROM版は竹内理三・東京大学史料編纂所編、東京堂出版、一九九八年。なお、用例は刊本「平安遺文」と対照し、CD-ROM版の内容を私に修正したものも加え

た。

(注8) 『鎌倉遺文』は一、五、一〇、一五、二〇、二五、三〇、三五、四〇の九巻分について調査した。

(注9) 証判における用例は『平安遺文』に特に多く、『鎌倉遺文』にはあまり見られないが、これは、『鎌倉遺文』の調査した巻に証判自体がほとんど見出されないことによる。

(注10) このほか、漢字書き文書と仮名文書の違いとしては、後者のほうが定型句の終止形言い切りで用いられる比率が高いことが挙げられるが、両文書の証文だけ抽出して活用形を調べると、平安・鎌倉・仮名・漢字書きをとわず、終止形の言い切りが多いことが分かる(別表6)参照)ので、これも漢字書き、仮名書きの差というより「明白なり」が証文においてより定型的に用いられていることを示すものと考えられる。

(注11) 寄進や施入にかかわる神仏に奉る文書の例は、たとえば、右、如当寺長老比丘源祐申状者、彼田島者、…(中略)…、令寄進于当寺後、雖送数廻星霜、敢無違乱師、且次第証文等明白也。仍如元寄進畢。

〔弘安六(一二八三)年二月二八日 千葉宗胤(?) 寺領寄進状 肥前圓通寺文書 二〇巻一五〇四二号一〇九頁 写真により「當時」を「当寺」に改める〕
のように、寄進の事実や範囲が証文に明白であるとするものである。

(注12) 「明白なり」がみえる二通の漢字書きの書状は、たとえば、畏申候。前々所令候神護寺領持田庄塚論争之事。…(中略)…。當時勝悟法師所遣紀州守護所許書状一通、進上之。此状一々不実明白候歟。不帯一紙証文、任自由構申条、可有御察事仁候歟。…(中略)…。以此旨可令申達守殿給之旨、於寺僧等所令申候也。恐々謹言。
〔貞応三(一二二四)年〕六月一六日 行慈書状 山城神護寺文書

五巻三二四四号二八一頁 写真〕

のように、所領の論争に関する内容のものである。

しかし、一般的には、書状が「事柄を明言して公に証判として残す」ことに執着せず、証判としての文書の存在を重視する他の種類の文書の表現と大きく異なる面を持っていることについては、拙稿「形容詞語彙から見た仮名文書―頻度数・異なり数・高頻度語の使用傾向から―」(『筑紫語学論叢』 風間書房刊 二〇〇二年四月)で述べているので参照されたい。

(注13) 東京大学史料編纂所編 東京大学出版会 一九〇一―一九四〇年

(注14) 竹内理三編 東京堂出版 一九六二年

(注15) この官符は、『令集解』の賦役令(水旱條)の註釈にも「又弘仁十年五月廿一日官符云。…詐欺律云。詐欺官私。以取財物者。准盗論。注云。監主詐欺。自依盗法。有官者除名。倍贓如法。未得者減二等者。然則言上之日。須録其実。不実之罪。律文明白。」(国史大系『令集解』賦役令 卷一三 三九八頁)のごとく引用されている。

【付記】 本研究は平成一三年度科学研究費補助金(基盤研究C)による研究成果の一部である。

〈別表1〉『鎌倉遺文』の仮名文書の「明白」の対象

明白の対象 (なにが明白なのか)	下達	上申	証文	書状	神仏	合計
譲渡・売買・相博・領有・寄進の事実や範囲	1	2	47	0	1	51
文書の存在, 発給の事実, 種々の主張・裁断の内容	1	3	5	2	0	11
諸税の範囲や免除, 上納の事実	2	1	0	0	0	3
合計	4	6	52	2	1	65

〈別表2〉『鎌倉遺文』の仮名文書における「明白なり」の活用形・文型整理

文型	A (は) 明白なり	A に 入 る 語	I	II	下達	上申	証文	書状	神仏	合計		
			事/所 所, 在地	四至/境 「文書」 上以外の諸語								
型	A (は) 明白なり	A に 入 る 語	売渡す/売渡し奉る/譲渡す/沽却する/沽却し奉る/処分する/寄せ奉る/参せ候	事/所	0	0	16	0	0	16	★	
			所, 在地	0	0	14	0	1	15			
			四至/境	1	0	5	0	0	6			
			「文書」	0	0	4	0	0	4			
				上以外の諸語	0	1	2	1	0	4		
	… (は) 「文書」 (に) 明白なり					2	4	9	1	0	16	☆
	「文書」に明白なりといえども					0	0	1	0	0	1	
	「文書」明白なるうへは					1	1	0	0	0	2	
「文書」明白なれば					0	0	1	0	0	1		
合計					4	6	52	2	1	65		

- (*) 上段にI・IIとあるのは, たとえば「売渡す事, 明白なり」などのように, 「A」の中にI, IIの語が続いて入ることをしめすが, 表記上はIIがIより前に来ることもある。
- (*) 表中「文書」とあるのには, 具体的には「判」「証文」「状」「繪旨」「訴陳状」ほか種々の文書が入る。

〈別表3〉『平安遺文』と『鎌倉遺文』9巻分の漢字書き文書の「明白」の対象

明白の対象 (なにが明白なのか)	史料名	下達	上申	証文		書状	神仏	合計	%
				証文	証判				
文書の存在, 発給の事実, 種々の主張・裁断の内容	平	26	101	4	64	1	0	196	95%
	鎌	5	17	6	0	1	1	30	
譲渡・売買・相博・領有・寄進の事実や範囲	平	7	31	26	67	0	0	131	197
	鎌	5	15	44	1	0	1	66	
諸税の範囲は免除, 上納の事実	平	0	5	0	0	0	0	5	6
	鎌	0	1	0	0	0	0	1	
犯罪の内容, 計画, 犯人など	平	0	3	1	3	0	0	7	5%
文書, 建物の焼失や倒壊の事実	平	0	2	0	4	0	0	6	
年貢免除の原因たる早損	平	0	1	0	0	0	0	1	
合計		43	176	81	139	2	2	443	100%

- (*) 「平」は『平安遺文』, 「鎌」は『鎌倉遺文』のこと

〈別表4〉漢字書き文書における「明白なり」の活用形・文型整理

文 型	A(は)明白なり	A に 入 る 語			下達	上申	証文		書状	神仏	合計	
			I	II			証判					
						事/所		1	2	45	32	0
			譲渡・売渡・施入 等の類語	(文字無し)	1	0	4	15	0	0	20	
				旨・条	1	0	1	5	0	0	7	
				所, 在地	0	0	4	0	0	0	4	
			「文書」(既に/以て/旨)		15	39	3	29	0	0	86	★
			四至/境		0	6	2	0	0	0	8	
			在地		0	2	3	0	0	0	5	
			上以外の諸語		3	39	11	30	0	1	84	
	…(は)「文書」(に)明白なり				20	71	5	10	0	1	107	
	…明白なりといえども(*)				0	3	0	0	0	0	3	
	…明白なるによて(*)				1	2	1	13	0	0	17	
	明白なる…(*)				1	12	1	5	1	0	20	
	明白におわんぬ				0	0	1	0	0	0	1	
	明白に候か				0	0	0	0	1	0	1	
	合 計				43	176	81	139	2	2	443	

(*) 「雖明白」「依明白」「明白之由」「明白之上」などの、名詞「明白」の可能性のある用例も含む。

〈別表5〉各種文書類の点数比較(『鎌倉遺文』九巻分)

	下達	上申	証文	書状	神仏	合計
仮名文書	70	219	402	470	54	1215
漢字書き文書	2158	1198	1127	634	393	5510

〈別表6〉証文における活用形

	未然形	連用形	終止形		連体形		已然形	合計
『平安遺文』の漢字書き証文	0	1	149	88%	19	11%	0	169
『鎌倉遺文』の漢字書き証文	0	0	50	98%	1	2%	0	51
仮名文書の証文	0	0	51	98%	0	0%	1	52

(*) 名詞「明白」の可能性のある用例も含む。